

平成 27 年 12 月 18 日
一般社団法人 全国建設業協会

社会保険加入促進計画の推進状況について

「将来の地域産業の担い手確保・育成のための行動指針」に基づく、社会保険の加入促進に係る平成 27 年 2 月以降の取組みは以下の通り。

(1) 社会保険加入促進計画推進実務者会議の設置・開催

平成 27 年 3 月に社会保険加入促進推進実務者会議を設置し、第 1 回会議において、社会保険加入促進計画推進マニュアル及び加入促進 Q & A 作成に係る意見交換を開催した。

(2) 適切な賃金水準の確保等の取組み状況のアンケート調査

平成 27 年 8 月に各都道府県協会会員企業のそれぞれ 30 社を無作為に選定して昨年度に引き続き「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」策定後の取組状況把握のためアンケート（現場労働者レベルを含む）調査を実施（別紙）。

(3) 平成 27 年 10 月のブロック・地域懇談会で意見交換

(4) 平成 27 年 11 月第 2 回社会保険加入促進計画推進実務者会議の開催

社会保険加入促進取組み指針及び「建設業の実務担当者なら誰でも分かる社会保険加入促進 Q & A」の公表。また、Q & A を 7,500 部 47 都道府県協会に配布し、社会保険加入促進に向けた取組指針と併せて活用することとしている。

(5) その他

① 取組み相談窓口の設置

全建労働部に取組み強化キャンペーンに係る相談窓口を平成 25 年 7 月 26 日に設置

② 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

「賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査」結果概要

全建では「将来の地域建設産業の担い手確保・育成のための行動指針」を作成し、取組を進めているが、どの様な課題があるか、最新の状況を把握するため、47都道府県協会を通じて、傘下会員企業各30社を対象に、賃金の引上げ、社会保険の加入、週休2日制の普及及び重層下請の各状況について実態調査を実施。

1 賃金水準は2年連続引上げ

前年に引き続き、会員企業の9割以上は従業員の賃金引上げの動き。

下請契約時の労務単価も引上げの動きが拡大

下請企業と契約する際の労務単価についても約9割（前年は約8割）が引上げの動き。

2 社会保険の労働者単位で3保険とも着実に進展

3保険とも一次下請企業のほぼ全社で加入。現場労働者ベースで見ても健康保険で9割以上（前年は約8割）、年金保険、雇用保険で約8割が加入。

① 会員企業の約8割で「直接加入指導を行っている」と「一次下請を通じて、加入指導を行っている」と回答しており、加入指導を行っていないと回答した企業は1割未満。

② 3保険別の加入状況

【健康保険】

一次下請企業は94.1%（前年93.4%）が加入、現場労働者の加入は91.1%（同83.4%）。

【年金保険】

一次下請企業は93.5%（前年92.5%）が加入、現場労働者の加入は84.2%（同81.0%）。

【雇用保険】

一次下請企業は94.0%（同92.9%）が加入、現場労働者の加入は79.8%（同75.8%）。

注1 「現場労働者」は代表的な現場を施工体制台帳で把握したもの。

注2 「現場労働者」の雇用保険の「未加入」には、個人経営者、会社の役員等、対象とならない者が含まれている。

3 見積り条件依頼を求めている企業は6割以上

法定福利費の内訳明示を求めている会員企業は6割以上。

標準見積書等の提出は過半

会員企業の過半で「大多数の下請から十分な見積書が提出されている」と回答。

4 週休2日制の定着の条件は適正な工期、労務単価、諸経費のアップ

① 週休2日制の普及状況については、約半数で変形労働時間制を導入。

② 週休2日制を定着させるための条件としては、「適正な工期」、「労務単価・諸経費のアップ」を挙げるものが最も多い。

③ 有給休暇の取得状況については、約6割が7日以下。

5 重層下請については、

① 下請次数が「おおむね2次まで」の会員企業が全体の約9割。

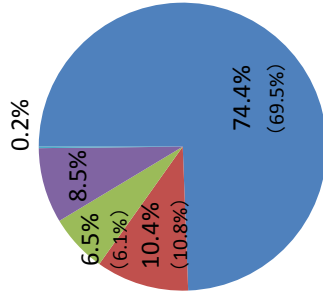
② 重層下請の解消のための条件としては、「適切な下請業者への発注」、「受注量の平準化」、「人員確保」など。

賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果①

賃金水準の確保について

引上げ済み及び予定は**9割以上**
(前年は約9割)

従業員の最近1年間の賃金の状況

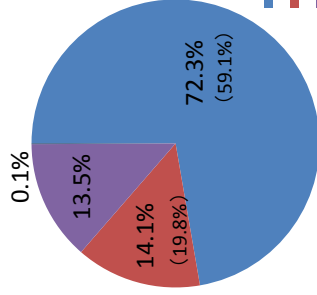


- 1. 基本給を引き上げた
- 2. 一時金のみを引き上げた
- 3. 引き上げを予定している
- 4. 引き上げる予定はない
- 5. 引き下げた

※ () 内は前年調査

引上げ済み及び予定は**約9割**
(前年は約8割)

下請と契約する際の最近1年間の 労務単価の状況



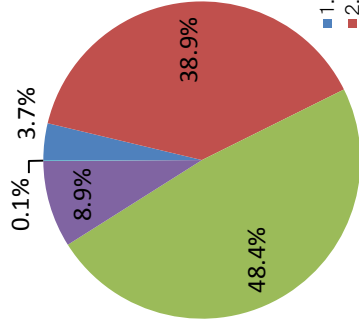
- 1. 引き上げた
- 2. 引き上げを予定している
- 3. 引き上げる予定はない
- 4. 引き下げた

重層下請けの状況について

適切な下請業者への発注や
受注の平準化が必要

下請次数はおおむね2次までが**約9割**

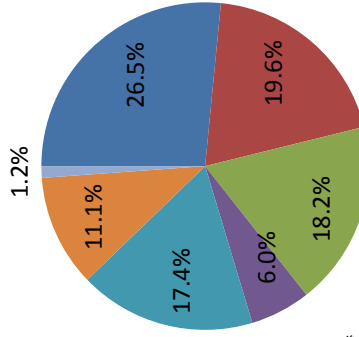
下請の次数の状況



- 1. 下請はない
- 2. おおむね1次下請まで
- 3. おおむね2次下請まで
- 4. おおむね3次下請まで
- 5. おおむね4次下請以上

(複数回答可)

行き過ぎた重層下請を解消するための条件



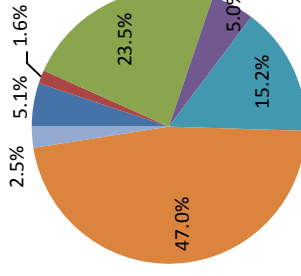
- 1. 適切な下請業者への発注
- 2. 受注の平準化
- 3. 人員確保
- 4. 国・自治体等の援助・指導
- 5. 労務単価・諸経費のアップ
- 6. 一次下請の指導
- 7. その他

- [調査規模等] ①45都道府県建設業協会から回答
- ②下請企業を含めた現場労働者数約52,000人(3保険平均)
- ③調査依頼企業数1,410社、回答企業数1,208社(回答率)85.7%
- [調査時期] 平成27年8月3日現在の状況
- [回答企業の事業内容] 土木447社、建築91社、土木建築656社、その他14社

休日・休暇の状況について

多くの企業で変形労働時間制を採用
適正な工期や労務単価等のアップが週休2日制の条件

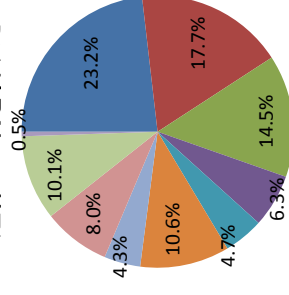
週休2日制の普及状況



- 1. 4週8休
- 2. 4週7休
- 3. 4週6休
- 4. 4週5休
- 5. 4週4休
- 6. 変形労働時間制※
- 7. その他

※原則的な労働時間制の一定の期間内での時間配分の例外を認める制度

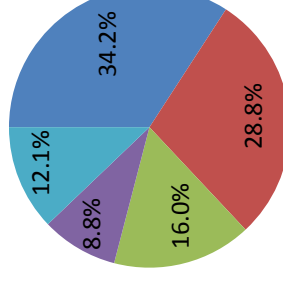
週休2日制を普及させるために必要な条件



- 1. 適正な工期
- 2. 労務単価・諸経費のアップ
- 3. 受注量の平準化
- 4. 代替要員の確保等
- 5. 日給月給制の見直し
- 6. 適正な予算・積算
- 7. 法改正・規則改正
- 8. 休日考慮した発注者の賃料要求
- 9. 発注者の週休2日制の徹底
- 10. その他

(複数回答可)

有給休暇の取得状況



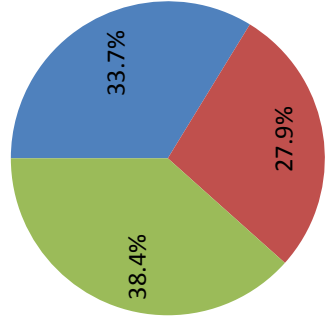
- 1. 1～4日
- 2. 5日～7日
- 3. 8日～9日
- 4. 10日～11日
- 5. 12日～

賃金水準の確保及び社会保険加入状況等調査結果②

見積り条件依頼等の状況について

6割以上で求めている

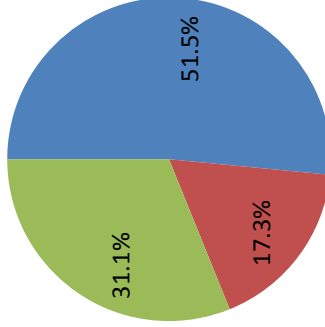
見積り条件依頼に法定福利費の内訳明示を求めていますか



- 1. 見積り条件依頼で求めている
- 2. 一部見積り条件依頼で求めている
- 3. 見積り条件依頼で求めていない

過半で十分な見積書が提出

標準見積書等の提出状況

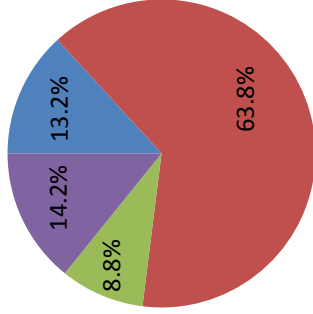


- 1. 大多数の下請から十分な見積書が提出されている
- 2. 大多数の下請から十分な見積書が提出されていない
- 3. どちらともいえない

二次下請に対する社会保険の加入指導状況について

加入指導を行っていない企業は1割未満

二次下請に対する社会保険の加入指導状況

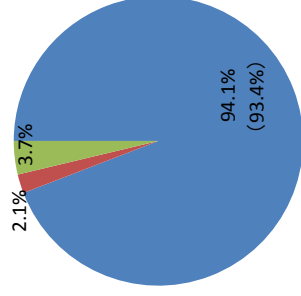


- 1. 直接加入指導を行っている
- 2. 一次下請を通じて、加入指導を行っている
- 3. 加入指導を行っていない
- 4. 二次下請はない

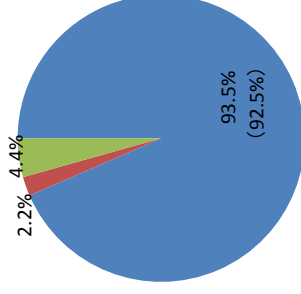
一次下請企業の社会保険加入状況について

3保険ともほぼ加入済み

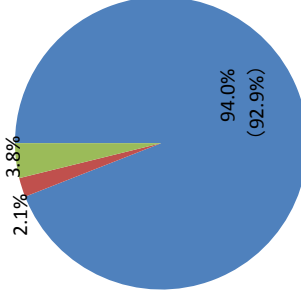
健康保険加入状況



厚生年金保険加入状況



雇用保険加入状況

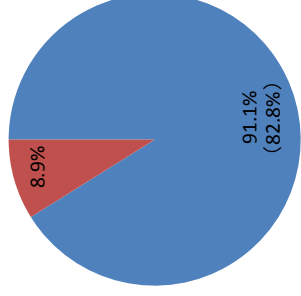


※ () 内は前年調査

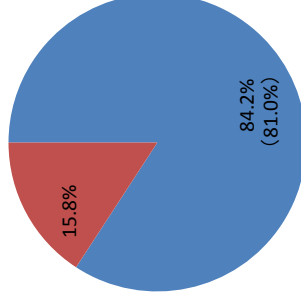
現場作業員の社会保険加入状況について

健康保険は約9割が加入(前年は約8割)
年金保険、雇用保険は約8割が加入

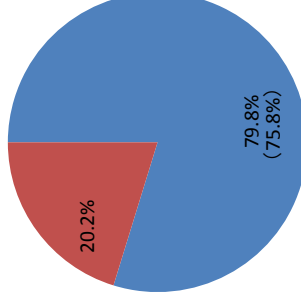
健康保険加入状況



年金保険加入状況



雇用保険加入状況



※ () 内は前年調査